

議会第10号

ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議

上記決議を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年12月22日

提出者	新発田市議会議員
	比 企 広 正
	小 柳 はじめ
	加 藤 和 雄
	三 母 高 志
	渡 邊 喜 夫
	中 村 こ う
	阿 部 聡
	青 木 三枝子

新発田市議会議長 宮 崎 光 夫 様

ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議

パレスチナ・ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍との戦闘が始まり、2か月以上が経過した。双方の応酬は、ガザ地区において、人命を危機的状況にさらし、市街地に甚大な被害をもたらしている。

こうした状況を受け、国連総会は12月12日、イスラエルとハマスの軍事衝突と、パレスチナ自治区ガザ地区の危機に関する緊急特別会合を開催し、ガザ地区での即時の人道的停戦や、民間人の保護に関する国際法上の義務の順守、全ての人質の即時かつ無条件の解放などを求めた決議案を、我が国を含む153か国の賛成により採択した。

本市議会としては、この決議を受け、平和を希求する新発田市民とともに、一刻も早い紛争の終結を求めるものである。

- 1 いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃と非人道的行為は正当化できない。
- 2 これ以上、人道危機が悪化しないよう、国際法に基づき、即時停戦と事態の鎮静化、そして迅速な人道状況の改善を図ること。

以上、決議する。

令和5年12月22日

新潟県新発田市議会